

第七部

(三三三)

第一回 参議院厚生委員會會議錄第十五号

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價額撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命眞理療法保護法の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員的生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦災、戦災遺族並びに傷病者の更正に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保険組合制度を改革することに關する陳情(第六十六号)
- 國民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉い子君發議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 災害救助法案(内閣送付)
- 児童福祉法案(内閣送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第五百十三号)
- 國民健康保険組合の振作促進に関する陳情(第五百五十五号)

- 國民健康保険制度の更正に関する請願(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 恩給増額に関する陳情(第九十三号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案(内閣送付)
- 医師會、齒科医師會及び日本医療團の解散等に関する法律案(内閣提出)
- 恩給増額に関する請願(第二百一十一号)
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願(第二百十六号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第二百四十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百四十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百五十一号)
- 住宅營國經營の住宅を國營とするに關する請願(第六百六十九号)
- 東京帝國大學演習林拂下げに関する請願(第七百七十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第七百七十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七百七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第二百七十五号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第二百九十八号)

- 社会事業振興に関する調査承認要求に關する件
- 住宅問題調査承認要求に関する件
- 昭和二十二年九月十九日(金曜日)午前十時二十六分開會
- 本日會議に付した事件
- 社会事業振興に関する調査承認要求に關する件
- 住宅問題調査承認要求に関する件
- 児童福祉法案
- 医師會、齒科医師會及び日本医療團の解散等に関する法律案
- 委員長(塚本重藏君) それではこれより委員會を開會いたします。昨日の続き、医師會、齒科医師會及び日本医療團等の解散に関する法律案の質疑を続行したいと思ひましたが、大臣並びに局長は水曜朝に出席しておられます。それから議長は連合軍の方の連絡においてになつておりますので、その間兒童福祉法についての質疑を続行したいと思ひます。
- 草薙國君 その前に今の委員のこのとを……
- 委員長(塚本重藏君) 草薙委員から小委員設置の動議が出ております。
- 草薙國君 社会事業振興に関する小委員會の設置につきまして皆さんにお話をしておきまして、思ひます、現下の我が國の情勢は、いわゆる片山首相の言を借りて申しますと、経済的の最後の段階に入つておつて、最も重要な時期に相成つておるといふのであります。それと同時にその状態における國民の苦勞というものは我々の想像以上でありまして、殊に戦争被害を受けた國民におきましては尙更であります。このときに社会政策を確立して、速かにこれが対策を実施しなければ又いづれの時にかこれを爲す、という重要な時期であらうと存じます。

いづゆる一方におきましては、経済的な意味からの最後の段階に立到つておる現状であると同時に、社会政策的な社会事業の面から申しますと、最も振興を急務とする時期と相成つておると存じます。大正七年の僅かな問題から惹起しました米騒動の問題を想起いたしまして、我々はこの際慎重に且つ眞剣にこの現下の國民実相を把握しながら、社会事業の振興に最も全力を注ぐべき重要な時期であると存ずるのであります。

殊に新憲法の下におきまして國會並びに國會議員の職務は、誠に重大なものであるものであります。いわゆる最高立法の機關として行政の完全なる実施の監督をなし、且つ國會の意思が完全に行政の面へ反映しておるかといふことを十分監督しながら、その推進を図つて行かねばならぬのであります。かように考えますと、國會並びに國會議員の責任において、殊に厚生常任委員の責任は誠に重要な時期に到達いたしておるものと存するのであります。従つて、言葉を端的に申上げましたら、今や一刻の逡巡も許さない時であり、このときに當りまして、戦後のかような緊迫したる社会情勢に対するい

委員会を設置されまして、十分今後の
國家的社会事業の確立を期して行くこ
とが刻下の急務である、現下の急務で
あると信ずるのであります。

そういう意味におきまして、本厚生
常任委員会の中に社会事業振興に関す
る小委員会を設置されまして、これが
委員の数及びその他の要件につきまし
ては、委員長の御一任をすするとい
う動議を提出いたしまして、皆様の御
賛成を煩わしたいと存するのでありま
す。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○姫井伊介君 今社会事業をお話にな
りましたその範囲は、いわゆる社会事
業法に規定される範囲で、或いは
もう少し廣い厚生事業、若しくは常任
委員が持つてゐる程度のことを意味さ
れますか、そのことを聞きまして、そ
れによりまして、委員の数において余
程考慮しなければならぬと思つたので
あります。御答弁をお願いいたします。

○草薙隆國君 姫井委員からのお尋ね
の社会事業は、廣い意味の社会事業で
ありますが、ただ本委員会では他の小委
員会が設置される機運になつておりま
す。例えば住宅問題、或いは貧乏で
に設置いたしました医療問題というよ
うなものは除いて、それ以外における
一般の廣い意味の社会事業、こういう
意味で考えております。

○姫井伊介君 そうしますと、現在社
会事業法にも時勢に應じて相当改
正をしなければならぬ点もあつた
が、その辺の立法操作にも調査に當る
ことなすか、それをちよつと……。

○草薙隆國君 そういつてもりであり
ます。

○三木治朗君 只今草薙委員からの御

提案を極賛成でございます。今日労働
階級がいわゆる千八百圓の俸の中で
生活をやや逐げなければならぬ状
態に置かれておられまして、而も労働者の
生活を守つて行くために賃金を幾ら上
げてても容易にその生活は安定し得ない
のであります。賃金に頼ることな
くして、いわゆる國家としてはあらゆる
社会事業、社会施設を實施いたしま
して、そうしていわゆる労働階級の生
活の安定を図ることなくしては、日本
の再建は非常に困難であるといふこと
が想像されるのであります。そういう
観点からいたしまして、我々厚生委員
はこの労働階級の生活確保の点から、
又日本再建の面からいたしまして、で
きる限りの努力をいたしまして、社会
施設或いは社会立法を廣範に、只今お
話のごとくあらゆる角度から検討い
たしまして、幾らかでも貢獻いたさな
ければ相成らん、かように考えるので
あります。こういう意味におきまして
只今の御提案に賛成いたします。

○小杉イサ君 大阪の弁護士会長をな
さつておられた故林毅太郎先生
は、時間と金にあり余つて、その時間
とすべての本を讀むという決心に決
なさつて、あらゆる本、讀まない本は
ないほど讀んだ、そうして最後には社
会事業といふことに突き當つた、そう
してその社会事業の根源を突き止め
た、それは即ち酒害問題である、これ
を解決するにあつたれば社会事業とい
ふものはないといふことを申されたの
であります。そして、この問題に関
して私財を投げ出して大いにこれを研
究なされたが、豈にらんや、社会
に行くとつて、社会ではこの問題を
冷淡に取扱つてゐる、この大きな問題

を社会事業家に至つても取扱わないと
いふことを非常に嘆かれて亡くなつた
のであります。それは私も一大問題
であると思ひます。社会大木と云
はれ、最も提案すべき問題と思ひます
が、これも是非取扱つて頂きたいと思
うのであります。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 草薙委員の提
案に対する反対の御意見はありません
ね。草薙委員の提案通り可決すること
に御異議ありませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) さうに決定
いたします。それでは兒童福祉法案の
……。

○委員長(塚本重蔵君) 委員長の御承知の
住宅の委員会の問題でございますが、
これについては委員長の御承知の
通り小委員会を作るか、特別委員会を
作るか、何とかの形で衆議院参議院両方
共進もうじやないかといふような話で
ございまして、その後どんなふう
に進んでおりますか、あれも早く何とか
いう形で纏め上げなくては行けないも
のと思つております。

○委員長(塚本重蔵君) 実はその問題
は昨日委員会終了後におきまして、そ
の席におられました全員の力で協議い

たしまして、その委員会といたしまし
ては、本国会会期中におきましてはす
でに設けられたる原案制度の小委員
会、今草薙委員の御提案になりました
小委員会、それから今種々委員からお
話の住宅問題を取扱います小委員会、
この三つの小委員会だけを設けよう
といふことの話し合ひをいたしまして、住
宅問題に関する委員会設置の件は小林
委員から御提案になるべく手筈を決め
ておつたのですが、未だに御出席があ
りませんので、小林委員の御出席を待
つことに実は考えております。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○山下善信君 只今委員長のお話にな
りました住宅問題に關しましては、小委員
会設置の動議を山下から提案すること
にいたしました。本日本小林君
は公務のため多分御出席がむずかしい
と存じまして、昨日私にまで御依頼が
ございましたので、皆様御了承と存じ
ますが、右申しますように小委員会
の設置方の動議を提出いたします。そ
の委員に指名、小委員会の調査いた
します範囲、並に國勢調査に關しま
するすべての事項、手続等挙げまして
委員長に御一任いたしたいと存じます
○委員長(塚本重蔵君) 山下委員の御
提案に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 全員御賛成と
認めます。さう取計いたします。
では兒童福祉法の質疑に移ります。
通告がありますので……。

○藤森眞治君 この法案の第一條にお
きまして「すべて國民は、兒童が心身
ともに健康に生まれ、且つ、育成さ
れるように努めなければならない」と
といふことになつております。この法
案全体を見まして、或る程この心身の

心の方面に向つては相當準備が拂われ
ておると存じますが、体の方、身の方
についてはその注意が心の方に及ばな
いのぢやないかといふような感じを受
けますのでそれについて一二お尋ねを
申したいと思ひます。

第十九條におきまして「都道府縣知
事は、妊産婦又は乳兒若しくは幼児の
保護者に対して、保健指導を受けるこ
とを勧奨しなければならない」といふ
ことになつておりますが、なぜこの幼
兒までと限定されまして、少年の保健
指導は受けなくてもいいといふことにな
つておりますのか、その理由を承
りたい。殊にこの少年の時代におきま
しては、御承知の通り、結核の初期感
染の一番多いときであります。最も我
我がこの時期においては周到なる用意
を以て保健指導をしなければならぬ
ときと考へておりますが、ここに省い
てあります理由を承りたい。

それから四十一條の療育施設、これ
につきましても、これは相當大きな問題で
ございまして、具体的にはどういふ
うな施設、或いはどういふ方面に向つ
て進められるというお考えであります
か、この二点を承りたいと思ひます。

○政府委員(米澤常道君) 只今の十九
條に關する御質問でございますが、こ
の少年を外してありますのは、御指摘
の通り、結核その他の点から考へまし
ても一番大事な時期であらうかと考へ
るのでありますけれども、これは大体
學童に相當いたしまして、學校衛生そ
の他の方面においても相當手段は拂わ
れる、そういうふうな考へまして、この
條項が御承知のように勧奨といふこと
になつておりますので、重点を入れる

より、学校の方は学校衛生その他いろいろ機構もありますので、できるだけその方ではないかというふうに考えておるのであります。

それから四十一條の虚弱児童の施設のことでございますが、この施設はいろいろ専門家の御意見等から研究いたしまして、虚弱児童の範圍等につきましては、非常にむずかしい点もあるようでございます。併し實際の問題といたしましては、相違以前からやつておりました、一二の施設も私も見ておりますが、これはできるだけ地方の公立の施設といたしまして相当多数のものを作つて行きたいという希望を持つております。併し差当り今日のいろいろの情勢から考えまして、それにはどうかと思はれますが、併し施設といたしましては割合に簡単な施設でございますので、できるだけこれは各地方に公立のもので相当多数のものを作つて行きたい、こういうふうな考えておるのであります。

○藤森眞治君 向十九條の只今の御説明に對してお伺いしたいのですが、幼児以後の者においては、学校教育のいわゆる学校衛生方面において取扱われたいとお話でございますが、この地方の現在の学童その他に対する保健指導の状況を見ますと、誠に熱心に堪えない状態でありまして、而もこの学童の中から年々夥しい結核の患者が出ております。ただ教育方面にこれがあるからというので、教育方面にお任せになるというふうなことは、幸いこのできました福祉法案によつて、なるべくこの方々指導的にやつて頂きたい。勿論この地方の状況はよく御存じだと存じまするが、各学校におきま

しても、又委員諸君の皆さんも御承知と思ひますが、学校衛生というものは極めて重要な学校の傳給によつて僅かの時間を使つてゐるだけで、十分に行われておらない状況であります。尙最近におきましてはツベルクリンの皮肉反應なんか行われておりますが、たゞこれは陽性陰性を分けて、陰性者に対してはBCGの予防接種ができておりますが、陽性陽性化したものにつ

きましては、殆んど手を空しくして傍觀しておるという状態で、甚だ危険な状態に曝されておる。我々の心配しておりますのはこの点でありまして、このことを市町村その他に我々は言を進めまして、いろいろな關係において容易にこれの十分な保健指導ができておらないのが現状でございます。特にこの点をお願いいたしまして、幸いに行かれました児童福祉法案によつてこれらが救われるようにお願いいたしたい。こういう考えを持つておりますので、向この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(米澤常道君) 誠に御尤もな御意見であるのであります。実は学校衛生の問題につきましては關係方面からいろいろなお話がありまして、衛生一本でやるべきではないかというふうな意見も相當強くあります。その方が相當効果が期待できるといふふうにも考えておるのであります。今このところはその問題に觸れないで、こういうふうな規定に相成つておるのであります。併し御説の趣旨によつて、できるだけこういう問題につきましては緊密な連絡をとりまして努力して行きたいと考えております。

も了解ができて参りましたが、更に御當局にお尋ねしたいことが一つあるのであります。それは昨日河野委員からのお話がありましたが、この法案を通過いたしましたして何か特殊な環境にある児童、特殊児童に対するいろいろ問題が集中されてゐるのを感じられます。法案とすればこういうものであります

ようが、併し一般児童に対する問題を、もつと熱意が出るようなふうにお取扱をお願いしなければならぬかと私は思ひます。大体この法律の第二條にも「児童の保護者とともに」云々とございまして、いわゆる児童の保護者がこの法律を十分に理解し、この法律の期するところを互に協力して効果を挙げて行くということに相成らなければ、こういう法律がございしても、本當に特殊な場合、特殊な人々へのみ限られてしまひはしないかと思ひます。今日までの社会施設、社会事業などが、動もすればそういう特殊な又専門の人々のみの仕事のようになりまして、一般の人々がこういう問題に深い関心を持たない、そういうことに余り注意をしないかと思ひます。形になつておはしないかと思ひますのであります。先般決定されました保健所の改正などにつきましても、保健所という施設が非常に大事なものでありながら、地方に参りますと、保健所といふものが一体あるのか、どういふことをするのかといふことを知つておる者は極めて少ないのであります。従つてこれを利用するといふようなことも極めて少くない、それは厚生省のお仕事が何か特殊なもののお取扱ひになつておる關係ではないかと思ひますのであります。こういう法律はやは

り十分に趣旨を一般に徹底させる何か方策をお考えになつていらつしやるかどうか、殊にこの児童福祉法案などは、確かに保護者が十分にこの法律の目的を知つて、これに協力するといふ態度にならなければ、これはやはり極めて特殊なものになつてしまひはしないかと私は思ひます。それで、今この法律を施行する場合に十分に一般にこれを知らせる、或いは徹底させるというふうなことに對する何か御用意がございましょうか。これは相當の予算も考えなければならぬことであると思います。この点は非常に大事ではないかと思ひます。

それから三十四條の「その他の者は」にはお尋ねのような組織、組合等は勿論入る考えであります。

○宮城タマヨ君 先に私共衆人がGHQのあのガバメント・セクションに呼ばれてお話をいたしました点で、主に親権の行使に關します点でございまして、又昨日政府当局の方から、座談の形式でいろいろのお話を承りましたので一應承知いたしました。併し、このことは大事なことでございまして、今一度念のためにお伺い申し上げたいと思つております。

本法案の二十六條、二十七條、三十條では多くの場合に本人の意思に反し、又或る場合には保護者の意思に反して個人の自由拘束をすることになつてゐるのをご存じだと思います。三十一條に抵触するように考えられる節々があるのであります。併しながらこの事務の本質が純粹の裁判所、つまりこの当事者の権利義務の存否や、又

見のようでございます。それに關聯しまして、兒童相談所の性格をどうするにか。これは詳しいことは命令で御規定になるようでございますから、その命令をお作りになりますときに、兒童相談所の性格について余程お考えになられなければならぬと思う。つまり言い換えますと、折角兒童相談所というものができて、其処に相談に行かなくては駄目なんで、それでつまり子供がのこ／＼行くということにはございませうから、必ず母親かその他の親権者、つまり保護者が行くわけでございます。

事といはしまして余り開拓されておられない実情であるのであります。できろくだけこの制度を今後開拓して行きまして、一つの児童關係の有力な施設と申しますか、一つの方法というふうに着て行きたいと考えておるのであります。つきまして、お尋ねのようないろいろな里親の取締という問題もいろいろ考へて見たのでありますが、余れここに取締的なことをいたすよりも、むしろこれはできるだけ行政的に、指導その他によりまして開拓して行きたいというふうな意味で、罰則その他に

参ります上におきまして、この條文にも書きましたように、我々といしましてはともかく兒童の福祉増進について一般的に相談に與かるのだ、そうして若し必要があるような場合には資質の鑑別も行う、こういうふうな氣持で規定をいたしておりますので、相談所といしましては只今山下さんの御指摘のように一般の正常兒の相談につきましても十分に受ける、積極的な方面でも働いて行くというふうに指導して行きたいと考えております。

○姫井伊介 第二十四條の二行目であ

るところの開放、或いは公園の一部といつたようなものも活用されなければならぬと思ひますが、そういう場合にこれの基準をどういうふうにお定めになりますか。又一般少年に對しましては学校教育によつて兒童福祉の問題を処理するといわれるような方もありました、学校以外の校外指導におきましては、やはりこういうものを通じでやらなければならぬのであります。そういう場合におきます三十八條の條の目的の健全な遊びを與へて、健康を増進し、情操を豊かにする、これに

ることになりますと、法律の規定をい

つまり保護者が行くわけでございます

いというふうな意味で、罰則その他に

○堀井伊介君 二十四條の二行目であ

る増進し、情状を量るに於けるこれに

つきましては相當の指導者を置かなければならない、設備も無論であります、指導者、監督者を置かなければならない、それをどういふふうにお考えになりますか。保育所を活用する場合におきましては適當な保母があればそれに委託する、或いは学校の一部を開放されるならば学校の先生に管理をさせるか或いはその外の者を以て管理させる。何とか管理者がいなければ、やはり放りばなしでは随分悪い遊びをして、この目的を達することができない場合があると思つております。従いましてこの問題につきましてお尋ねいたしますことは、こういう施設に対する基準並にその経営方法、向それに對しての補助、基準が決まりそれに對しての補助が行われなければなりません、非常な漠然とした施設であります、この補助の對象といたしましては、どの程度におきましておやりになりますか。いづれ命令などが出るのであります、予めお尋ねをいたしたいと思ひます。

第三のお尋ねは保育と生活保護に関する問題であります。先頃都下の或る区において経営されております保育所を視察いたしましたときに、生活保護法やその施行令には見当たらないのであります、そこのお話では、三十人位の要保護者の児童を預かつた場合に補助が頂ける、それによつて子供を預かつておりますと、家庭に対するお手傳となつて、家庭における労働、勤勞の能率が上つて行きます、生活保護を受けなくて済むような生活状態になつて来る、そうすると、その保護の適用から無効除外されて行くわけであり、これは望むところでありまし

て、保育事業によつて生活保護を受けていなくてもよいような多くの人々を作り出すことは大變大切であります、その半面におきまして、独立生計者ができまして、さつき申しました例えに三十八人なら三十人という限度が減つて参りますと、今度は補助対象となることができない、あとに二十人が残つておりました、それに対しては補助を受けられない、そこに非常に悩みがあり、矛盾があるというものであります、この点から考えますならば、保育と生活保護に關しましては、要保護者の子供を預かりました場合には、その人数の制限など要らないのじやないか。たとえ一人であつても二人であつてもその要保護者の子供を預かつた場合には、それに対して適當な補助が出さるべきものじやないかと考えるのであります、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(米澤常道君) 二十四條の「職員」これに児童委員を入れてはどうかという御質問でありまして、実はこの條文に關係して児童委員に全面的に働いて頂きますことは勿論であるのであります。ただこの條文には特別には書いてはありませぬけれども、實際問題といたしましては、児童委員が子供を見付けられまして相談所へ持つておいでになる、或は又家庭から児童委員にお話があつて、児童委員から相談所にお話があるものと期待しておりますので、ここには別に書かなかつたのであります、實際問題といたしましては、児童委員の方が一番相談所と児童との間の連絡に當つて頂くものと期待しております。

施設の中に含めております。従いまして最低基準を作る考えであります、最低基準といたしましては、御指摘のやうに、こういう施設におきましてはやはり指導者という問題が一番大きな問題であらうと考へておるのであります。それらの指導者につきましては、相當効率のあるものにつきましては、相當の施設を兼任して持つということに考へられるのであります、指導者につきましては少くとも児童遊園に關する限り、最低基準の中で決めて頂くといふ考へておるのであります。

それから保育と生活保護法との關係であります、現在御指摘のやうなやり方をやつておるのであります、多少無理もあるかと考へておるのであります、この法律におきましては二十三條の規定によりまして保育所の使命趣旨を書いておりますので、これに該當する児童でありますならば、一人でも二人でも全部補助、委託費用を出すといふようにいたしております。

と、慈愛満ちて至れり盡せりの愛を注ぐといふことは無理である、國にやういふ方法を取れといふことは無理である、一方は有給でやうして事務的であるべきである、そこに生みの親のやうに抱いてキッスをしたり、あれ程の愛を現わすことは到底できないのである、常識的に考へてみてもそれはできないことである。「育成する責任を負ふ」という程度、この文句はこのままでいいと私は思つておるのであります。

○重藤隆國君 大分いろいろ方面からの御質問がありました、私も先般來お尋ねいたしました外に二三の点がありますので、ちよつとお伺ひいたしたいのであります。

第十五條の児童相談所は都道府縣だけでなく、特別の大きい都市には設置を命令する方がよいじやないかと存じます、これは都道府縣だけが児童相談所を設置することになつておりますが、この点について伺ひたいと存じます。第三十四條の「國及び都道府縣は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならぬ」となつておりますが、これは強制命令でありますので、むしろ法律によるべきものではないか、かように考へます。従つてその命令の内容を承つて、その内容によつては本法にこれは載すべきものではないか、更にその次の三十四條の第二行にある行政廳の認可を得て市町村その他の者は児童福祉施設を設置することができるといふ、この行政廳といふものは何を指して言つておるのであるか、その行政廳の意義を承りたい。

けになつておりますが、連續的な保育といふことは考へられておらないのか、又かやうな場合にはどういふところでお世話するか、從來かやうで施設が十分あつたわけではありませんが、從來の保育所での欠陥は、ただ登の保育だけであつて、夜間を通じてのものがない、無の場合においては、大變な困難がありますので、この点をお伺ひするのであります。

次に第四十五條の「児童福祉施設の長は、必要があるとき」とは、最も憲法精神に違反するものではないか。勿論二三の施設におきましては必要なものがあるかと存じます。併し児童福祉施設の長のすべての長が親権を行つといふことは、これは大變な問題になりはしないか。特定のものを或いは少年教護のようなもの、特定のものは親権を施行してもよいと思ひます、すべての児童福祉施設の長が全部親権を行つといふことについては將來相當の弊害を醸す虞があるのではないかとこの点を伺ひます。

○政府委員(米澤常道君) 十五條の児童相談所は、これは一應都道府縣立といふことを考へております。この設置は今後相當の年次設画をもちましてやつて行きたいと考へておるのであります、相當の都市には是非置きたいと考へております。併しこれは御指摘のやうに都道府縣の施設として考へておるのであります。三十四條の第一項の「命令の定めるところにより」の規定は、今のところこれは御承知のやうに少年教護法との關係も予想いたしまして、教護院については是非必要があり、この規定をいたしたので

あります。その他の施設について、若し國が必要を認めますならば、福祉委員会の意見を聞いてやるというふうな考えでおりますが、教護院につきましては、御承知のように現行法令において、各府縣に強制実施を命じておりますので、そのことを規定しようと考えております。

三十七條に關聯しまして晝夜間の保育その他について御指摘があつたのでありますが、乳児院は晝夜間を通じてやるのでありますけれども、保育所については晝夜間を通じてそれを考えていないのであります。これはいろいろ実情からむしろ晝夜間を通じて委託を受けるというよりは、できるだけ家庭に止めて置きたいというふうな意味で、保育所につきましてはパート・タイムの形を採つたのであります。勿論御指摘のようにそういう必要のある場合があるのであると考えるのでありますけれども、養護施設等に該当する場合には、勿論そこで晝夜間を通じてということになるのでありますけれども、保育所といたしましては晝間保育所というだけにしたのであります。

四十五條の親権の規定であります。ここに「必要がある」と認めるとき」と書いてありますのは、勿論客観的な意味において、社会的に最も妥当性のある場合に限定せらるべきものと解釈いたしておりますので、従いまして御指摘のような教護院、そういう普通の施設においてこの規定が働くというところは余り考えられませんが、教護院を特殊な施設において御指摘のように働くものと考えておるのであります。

それから行政廳は都道府縣廳であります。大都市に作る方が、むしろ府縣の場合よりもよくいくのじやないか。勿論府縣が大都市に設置するという御趣旨のようでありましても、大都市の場合には大都市は大都市にやつて、府縣はむしろその他の方面に主力を注ぐというふうな方針が妥当ではないかと考えて御質問を申上げたのであります。

それから第三十四條の命令は、只今の御答弁のように、従来の少年教護院を中心とした意味においての命令で定められて、併し今後政府が必要があるからと思つて、この兒童福祉委員会の意見を聴きながら次に府縣に對しまして命令を以て設置せよという行き方をとることがこの法規でできるわけです。ただ少年教護院関係のものだけなら第三十四條は無論要らんじやないか。こう思われますが、その点についても承りたいのであります。

又第四十五條の親権の場合、今の御答弁では特殊な少年教護院の場合に限るということであるなら、これもむしろそこに所長が親権を施行し得るといふ危険を取つてしまつて、はつきり少年教護施設においては、或いはその他の施設においてはということが妥当ではないか、かように考えます。そういう点について……

○政府委員(米澤常道君) 兒童相談所の設置であります。これは地方自治法の特別市ができませんれば、この特別市におきましては勿論特別市において設置いたして貰う予定であるのであります。その他の市につきまして御

指摘のような場合も多々あるとは考えますが、一應都市におきましては都道府縣立というふうな考えておるのであります。

それから三十四條の強制設置の規定であります。これは勿論國において地方その他の事情を十分考慮いたしまして、その府縣に是非必要だということに認定いたしましては勿論設置命令を出すことに相成るのであります。併しその補助の予算その他につきましては勿論國會の御承認を得ることになるわけでありま。

四十五條の親権施設の長の親権の問題であります。御指摘のように教護院というふうなことにいたしますと、教護院に對する感じが非常に暗いものにするというふうな心配もあつたので、御承知のように現行の教護法におきましては教護所というふうな規定もあつたのであります。これを司法者とも相談いたしまして外したような関係もありましたので、こゝういふ表現をいたしているものであります。

○宮城タマヨ君 私はこの職員養成についてちよつと質問申上げたのであります。三十四條の一番最後に「兒童福祉施設の職員の養成施設を附置することができ」ということが明記されておりますけれども、この職員の養成を各地方でいたしますにつきまして、その職員を又指導するものはどういふ機構によつてなされるのであります。それから、それでどんなよい法律がでますか。それを本當に最終端で扱つて参ります。こゝで申しますと兒童委員といふものが本當にいい人で適切な指導をする人であつてほしいと思ひますけれども、それにはいい人を選

ぶといふことでございすが、それは頭ではそれを願ひ、考えますけれども、実際にしたら丁度民生委員をあんまりに嚴選しても、出て来た者はあんなものだつたといふことになつて、本當の仕事ができない。又今度の兒童委員がそういう結果になれば非常に残念だと思ひまして、これには例え不信任者が出て参りましたも、それを何とかして指導して行くといふその立場に立たなければならぬと思ひます。それにはどうしても、職員養成といふことではございすが、この職員養成の一番

根幹をなしますその職員養成の、又その職員養成をする機構といふものが必ず立派なものにならねばならぬ。それにどういふ考えを以てどういふ計画を立てられておられますかといふこと、それとちよつと關係がございしますかと思ひますが、これはすべて予算との關係があるのでございすが、兒童問題全体に關係します調査研究の機關、その設置を何か具体的にお考えになつておられますか。どうか。それが質問の一点でございします。

もう一つは、二十一條の一番おしまりのところに「母子手帳に關し必要な事項は、命令でこれを定める」と書いてございすが、これは母子手帳に關して命令で定められます事項の中に、性病の検査といふことが入つておられますか、どうでございしますか。お考えになつておられますか。昨日も厚生大臣から性病に關係しましたいろいろなお話が出ましたけれども、私は家庭に對しまして性病予防といふことは今日非常に大きな問題で、家庭人の健康と純潔を守ります意味で、結婚の

時も性病の検査といふことは嚴格に守つて欲しいと思ひます。いま一つは、妊婦に對して性病の検査をする。つまり母子手帳に性病の検査をした結果を陰性とか陽性とか書かなければならぬといふことになる。この手帳はいろいろの意味で使われますから問題でございしますけれども、その検査を受けたか受けなかったかといふことを明記するやうな方法を採られますことが、家庭に對しての性病予防の一つの大きな方法じやないかと考えておられますが、その点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(米澤常道君) この職員養成の問題であります。最も大事な問題であるのであります。できるだけ有能な立派な職員を養成して行きたいと考えておるのであります。地方のそれぞれの施設において職員を養成いたします。又中央の國立のこゝういふやうな施設におきましても、職員養成をいたして行きたいと考えておるのであります。そういう地方の方の職員養成の更に又職員養成といふお話であります。それからちよつと申したことは中央で講習をして行きたいと考えております。それから兒童問題一般に關する研究所というお話がありました。これは兒童研究所、或いは社会事業研究所、こゝういふやうなものにつきましては我々もいたしていろいろ研究はいたしてあります。併しまだ具体的な案は持っていないのであります。

それから母子手帳に關聯いたしまして性病のお話があつたのであります。これは全く同感であるのであります。特に性病予防の問題は妊産婦、乳兒等につきましては、是非とも徹底し

たのであります。それからちよつと申したことは中央で講習をして行きたいと考えております。それから兒童問題一般に關する研究所というお話がありました。これは兒童研究所、或いは社会事業研究所、こゝういふやうなものにつきましては我々もいたしていろいろ研究はいたしてあります。併しまだ具体的な案は持っていないのであります。

それから母子手帳に關聯いたしまして性病のお話があつたのであります。これは全く同感であるのであります。特に性病予防の問題は妊産婦、乳兒等につきましては、是非とも徹底し

たのであります。それからちよつと申したことは中央で講習をして行きたいと考えております。それから兒童問題一般に關する研究所というお話がありました。これは兒童研究所、或いは社会事業研究所、こゝういふやうなものにつきましては我々もいたしていろいろ研究はいたしてあります。併しまだ具体的な案は持っていないのであります。

たのであります。それからちよつと申したことは中央で講習をして行きたいと考えております。それから兒童問題一般に關する研究所というお話がありました。これは兒童研究所、或いは社会事業研究所、こゝういふやうなものにつきましては我々もいたしていろいろ研究はいたしてあります。併しまだ具体的な案は持っていないのであります。

たのであります。それからちよつと申したことは中央で講習をして行きたいと考えております。それから兒童問題一般に關する研究所というお話がありました。これは兒童研究所、或いは社会事業研究所、こゝういふやうなものにつきましては我々もいたしていろいろ研究はいたしてあります。併しまだ具体的な案は持っていないのであります。

ますか、その他の市に引きましては、健康と純潔を守ります意味で、結婚の「兄弟」につきましましては、是非とも徹底し

なくちやならんと考えますし、むしろ私はこの母子手帳等を利用して、只今宮城委員のおつしやいましたように、性病の問題を取扱つて行くことが非常に当りが柔らかで、非常な効果を期待し得るのではないかと考えておりますので、その母子手帳に関する詳細を決めます場合には、勿論性病のことを詳しく規定する考えであります。

○鮎井伊介君 三十八條の保育所に季節保育所、農繁期保育所、漁業期保育所、そういつたものも含められますか。含められればその最低基準をお決めになつて、やはりこれは補助の対象になり得るものでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(米澤常道君) 季節の臨時的なものは一應含まないと解釈いたしております。ただ補助やその他につきましては十分考えたと思つておりますが、法律的な補助は考へておりません。

○三本治朗君 これはすでに前々から度々質問に出ておる問題であります。が、いわゆる児童委員の問題であります。民生委員が児童委員になるという規定が十二條にあるのでありますが、これは概括的に見て、今の各都市における或いは市町村における機構の上から考へて、民生委員がなることが必ずしも悪いとはいえないと考へるのです。が、どうも民生委員だけで安心しておられないという考へ方は、各所を歩いて参りまして共通の考へ方でありま

を出して頂くというようなことが望ましいことと考へるのであります。それから又少年の方になりますと、これは同じ児童委員であつても、大分趣が異なると思つております。中にはボーイ・スカウトのような方面から出て貰うのもいいのじやないか、或いは学校の先生あたりに出て頂くことが望ましいというようない意見もあるわけであつて、概括的に云う民生委員が児童委員になるといふのは、置いて置くとして、その他に何といふか、専門委員といふか、常置委員といふか、何らかそういう適材をこの委員になつて貰うという方法を是非考へ願ひたいと思つております。この十四條に「その他児童委員に關し必要な事項は、命令でこれを定める」ということがありますが、この命令といふことはさういうことまでもやれるのか、一つ當局の方のこれに対する考へを伺ひたいのであります。

○政府委員(米澤常道君) これはもう御指摘のように、児童委員或いは保健関係の方、教育関係の方に適任者が多数おいでになりますので、そういう方面からは是非出して頂きたいと考へておるのであります。併しこの児童委員は、やはり生活保護法その他の関係で十分これを利用するといふことも必要でありますので、まあこういう形を採つたのであります。併し今後ではできるだけ児童委員としての適当な方が多数出られるように考へたいと社会局とも十分相談いたしておるのであります。ただこの十四條の命令の中には、「ここには大体児童委員の任用教範その他」と書いてありまして、有給の児童委員のことを考へておりますので、今のお話

になりましては、この命令の中には出て来ないと思つております。○三本治朗君 尚ちよつと續いて伺いますが、そうすると十二條のところは馬鹿にはつきりしてしまふ。民生委員が児童委員に充てられたとする、という工合に書かれておるので、前の事務吏員又は技術吏員を以て充てるといふと、外に何も格りのないような法文になるのですが、何かこの條項に少しその他のものでも入れるといふようにするわけに行かないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(米澤常道君) 實は御指摘のように民生委員とそれから有給の事務吏員又は技術吏員、これだけで児童委員を構成して行くと思つておつたわけでありまして、その他のものは別に入つておりません。

○三本治朗君 たださういふものを入れたいという考へはあるのです。○政府委員(米澤常道君) 現在の民生委員の中に今おつしやつたような人がどん／＼出て来られるように民生委員の方で十分考へたい、こういうふう

に思つております。○委員(根本重蔵君) ちよつと速記を止めて。〔速記中止〕

○委員(根本重蔵君) 速記を始めて……児童福祉法案に關します質疑を一應この程度で打切つて置きます。尙來週には總理大臣の出席があるわけでありまして、その時に質疑を行います。○委員(根本重蔵君) 次は医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法案についての質疑を続行いたします。

○米倉龍也君 簡單なことですが、第五條に医師会、歯科医師会の清算人の選任について但書がありますが、但書の説明をお願いしたいのです。日本医療團の方の清算人の選任の方と、但書があるのとでちよつと……但書はどういうことを言つておるか、これをお聴きたい。

○委員(根本重蔵君) 尙皆さんにお諮りいたしますが、昨日同様大臣、局長不在であります。久下医務局長が説明に参つておりますから、發言を許しても差支えございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○委員(根本重蔵君) 御異議ないと認めます。どうぞ……

○説明員(久下勝次君) お尋ねのございました清算人に関する第五條と第十二條との間の關係でございます。書き方が違つておりますが、趣旨は医師会、歯科医師会につきましても、清算のやり方を大休民法の一般原則に従うようにしたい、こう考へておるのであります。これに對しまして、日本医療團の方は從來の關係もございまして、厚生大臣が相當強く監督をいたすような建前にいたしておるのでござい

ます。さういふ關係がこの法文の書き方に現れておるのでございまして、医師会、歯科医師会の清算につきましても、清算人の選任を總會においてやることにいたしましたのでござい

ます。併し府縣の医師会等に至りますと、いろいろ事故のために清算人となるべき役員が欠けておるような場合もございまして、或いは又役員の数以上に清算人を置きたいという場合にあらうかと思ひまして、念のためにさういふ規定を入れて置きましたのでござい

ます。日本医療團の方に

つきましては、現在すでに厚生大臣の任命しております役員は總裁、副總裁、理事が存在いたしております。解任を致さざる限り現在の役員が存続をいたしますので、この人々に清算人になつて貰ひますればその目的を達し得ると考へまして、さういふ規定をいたしたのであります。

○米倉龍也君 そうすると補欠の清算人といふのは、補欠といふことは清算人になる理事が一人もないといふ時のことであります。清算人を増す、理事者でない者の中からもこれは考へられるのであります。補欠清算人は、一人や二人の補欠の場合には、他に理事があれば、理事でもよいかと思ひます。

○説明員(久下勝次君) 補欠の場合で他に役員がございまして、どうも清算の進行上いろいろ法律の問題が起るということも考へられますので、そのためには現在の役員以外の者から清算人を選任することが適當な場合があると思ひまして、さういふことを考慮して規定をいたしたのでござい

ます。念のために申し上げますが、医師会、歯科医師会の役員はすべて医師たるの身分を持つていなければならぬ建前になつておりますので、特にさういふ規定を置きました次第でござい

ます。○委員(根本重蔵君) 私から一つ質問したい点があるのですが、昨日の質疑應答によりまして、日本医療團の清算をします場合に、その財産を帳簿價額の二倍程度にすれば大体清算がつく、さういふ説明があつたのでありますが、日本医療團の財産を処分します場合には、帳簿價額の二倍にこれを見

るといふ説明であつたが、第十六條に

七

第七部 厚生委員会會議録第十五号 昭和二十二年九月十九日

おきますと、出資者に返す場合にはその出資金額を超えてはならないということがあり、更に又第二項にその設備の建設に當り國庫の補助を受けたものについては、その拂込んだ出資金額から當該國庫補助金額を控除するという規定があるのでありますが、返す場合にはこれまで費った金を差引く、而も出資した額を超えないということにして、その点に取扱いに甲乙があるのではないかと、かように考えられますが、いかがでございますでしょうか。

○説明員(久下勝次君) 残余財産の分配はつきまして出資額を超えないこととはできないというふうに規定をいたしましたのは、この種の法人につきまして同様の考え方がございまして次第でありまして、即ち公益營團或は中央食糧倉庫といふようなものの解散に対する残余財産の分配につきましても、全然同一の規定がすでになされて、從來この種の國体につきましてはすべてこういう建前でおるのでございまして、法律的に申しまして、出資いたしました施設は、出資者に対しては出資証券が交付されておりました、交付された出資証券の額面の金額といふのが出資者の権利であるといふことになりまします關係上、かような扱いをいたしますことが、残余財産の分配につきましては通常の原則であるといふ考え方でございまして、一方におきまして今御指摘の財産の処分の評価額のこととございまして、これは別段一般的な原則があるわけではございません。昨日御説明を申し上げましたのは、医療團が出資者に対する残余財産の分配までも考慮してやろうとする場合には、極く大まかな見当として、今の財

産を二倍くらいに評價すればという極大の体で見通しを申し上げただけでございます。医療團がその所有に属しておる財産をどの程度に評價するのかが適當かといふようなことは、昨日も御説明申し上げましたように、日本医療團清算管理委員会に諮問いたしまして、そうして適切な評價額を定めに行きたいと思つておるのでございます。その財産の評価、残余財産の分配ということとは、法律的に申しますると別の問題である、こういうふうに解釈をいたしておるのでございます。

○委員(塚本重蔵君) 重下お尋ねしますが、その出資額を超えてはならないというのは、從來のすべての取扱いがさうであるということであるが、仮にここに現物出資をして一千万円の出資証券を持つておる者がある、その中でその後の設備建設に三百万円なら三百万円使つた、そうするとそれを差引いて七百万円しか返してもらえない、そうして既往の設備は一切國に取上げられてしまふ、こういうことにならるのでは、元の出資者から見れば非常なこれは打撃であり、苦痛であり、損害であると思ふのです。その当時の出資証券を渡されたときの價格といふものと、今の時價といふものと、何かそこに適當な方法が講じられるのではな

いかと考えられるのです。それからもう一つは、すでに買取つたものであつて、医療團解散によつて元の所有者にこれを更に買取らせるといふような場合にも、やはり帳簿價額を二倍にした額で買取らせるのか、その場合には元の賣渡したときのような價格で拂ひ下げるのか、そういう点も一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(久下勝次君) 先程も申し上げましたように、出資者が現物出資をいたしましたものは、出資者につきま

しては出資証券という一つの財産権に形が變つておるわけでございます、従つて出資者は出資証券に記載された金額これについて医療團に対する権利があるといふのが法律上の解釋でございます。仮にこれを今日のように、出資當時よりも一般的に非常に時價が騰貴しておる場合につきましては、お尋ねのような問題も甚だ不合理に考えられるのでございますが、仮にこれが非常に物價が低下した、出資當時よりも物價が低下したという場合でありましても、やはり出資者としては出資証券に形が變つております、出資金額については出資した國体に権利があるといふ、こういうことがいえると思ひます。

同時に第二段のお尋ねでございしました元の所有者に賣渡すといふような場合には、元の値段で返すか、或いは現在の適當な評價額で返すかといふような問題でございしますが、これはやはり契約に基いて一旦医療團の所有に属したものでございまして、医療團としては、その後の物價高に應ずるだけの評價額は當然要求して差支えないものと考えておる次第でございまして、併し實際問題といたしましては、医療團の施設は大部分のものが公共的なところに委譲するといふのが根本の建前でございますが、これを徒らに時價を以て評價するといふようなことになし

きましては、できるだけ原價に近いという評價をするようにいたしたいといふのが私共の考え方でありまして、○委員(塚本重蔵君) 尙昨日草葉委員から、この五大都市方面などからいろいろの要求が出ておる、即ち元の市にこれを還元してくれといふような要求も相當強あるわけでありまして、さういふものについては、あくまでやはり元の出資者と十分の話し合いをして決める、強制して國有にする意思はない、而もその話がつくまでは最後処分はしないといふこの規定があるわけであつて、その点は安心せられるわけでありまして、どうも一般にはやはりその点に非常な不安があるようでありまして、重ねてその点について政府の方針をここに明らかにして置いて頂きたいと思ひます。

○説明員(久下勝次君) お話の通り五大都市の出資いたしました結核療養施設を返還して貰いたいという要望のありますことは、私共も再三のお話合いで承知をいたしておるのでござい

ます。この点につきまして、特に五大都市は法案第十五條の規定で、國で優先的に買取ることができるといふ規定がありますので、大分御懸念を持つておられるようでございしますが、昨日草葉委員の御質問に対してお答え申し上げました通り、私共としては五大都市のような從來から特殊の關係のあります所、特に財政的にも相當な力のある所、かような所が返して貰つて、結核療養所を自分の所でやつて行きたいといふ御希望のありますことについて、十分この御意見を尊重して考えておる次第でございまして、仮にこういうふうな都市に対して、この十五條の規

定があるからといって、これを這二無二發動いたしまして國の施設といたして見ましても、將來の施設の運営は決してうまく参らないと思つておるのでございます。従いまして、私共の考え方といたしましては、少くとも五大都市に關する限りは、飽く迄も話し合いでこの問題を解決して行く、話し合いがつかないからといって、この十五條の規定を五大都市に限つて發動するといふ氣持は現在持つておりませんことをはつきり申上げて置きたいと思ふ次第であります。

○委員(塚本重蔵君) 医師会、齒科醫師会及び日本医療團の解散等に関する法律案に対する質疑を打切つて御異議ありませんか。

○草葉重蔵君 質疑打切りという形だけは止めて置いて頂いて、大臣が出られたらちよつと伺いたいことがありますが、一應全体としてはこれはこの程度で差支えないと思ひます。

○委員(塚本重蔵君) それでは本日はこれを以て散會いたします。次回は明日……実は私青少年禁酒法のことについて明日審議を進めて頂きたいと考えておりますが、いかがでござい

ますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(塚本重蔵君) それでは明日は午前十時から開會いたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後零時十二分散會

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
宮城タマヨ君

宮城タマヨ君

九

--	--

昭和二十二年十月十七日印刷

昭和二十二年十月十八日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局